

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 9 月 日

角田市選挙管理委員会委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目 契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
運転手の雇用				円	
燃料代				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。
(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 9 月 日

角田市選挙管理委員会

委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 9 月 日

角田市選挙管理委員会委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 5 年 月 日
角田市選挙管理委員会委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
候補者

- 記
- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
 - 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

 - 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

 - 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代 計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から角田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 5 年 9 月 日

角田市選挙管理委員会

委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
候補者

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から角田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 5 年 9 月 日
角田市選挙管理委員会委員長 佐藤 啓 殿

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
候補者

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から角田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください)	1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が角田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、角田市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
 条例第4条第1号に規定する合計金額
 - (2) (1) 以外の場合
 条例第4条第2号に規定する合計金額
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、角田市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		0	円	
		0	円	
		0	円	
		0	円	
		0	円	
		0	円	
		0	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4ケタ以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が角田市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、角田市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が角田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、角田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて条例第4条第2号ウに規定する報酬の額までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、角田市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が角田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、角田市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度
 - 枚数 角田市長選挙 16,000 枚
角田市議会議員選挙 4,000 枚
 - 限度額
 $7円73銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が角田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、角田市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{\text{条例第9条に規定する企画費} + \left[\frac{\text{条例第9条に規定する印刷単価} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \right]}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots\dots\dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 5 年 月 日

角田市長 黒 須 貫 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳
別記請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、角田市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 5 年 9 月 日

角田市長 黒須 貫 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳
別記請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本・支店名	
金 融 機 関 コード		支店コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

別記請求内訳

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7.73	4,000	30,920				

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、角田市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 5 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

角田市議会議員及び角田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 5 年 9 月 日

角田市長 黒須 貫 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳
別記請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月10日執行角田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本・支店名	
金 融 機 関 コード		支店コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

別記請求内訳

選挙区 における ポスター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
箇所 157	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				1,549	157	243,193				

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、角田市に支払を請求することはできません。
- 3 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 4 E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 5 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の4 (第6条関係)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	64,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号の5（第6条関係）

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	16,100 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号の6 (第6条関係)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
令和 年 月 日		円× 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第6号の7（第6条関係）

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。